

平成18年3月29日発行

\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第18号） \*

< 第18号の主な話題 >

「集落営農育成・確保緊急支援事業」(集落リーダーの育成)の実施見込み

- 早くも全国3,252地区が事業実施の予定。連休後に追加募集を実施！ -

品目横断的経営安定対策に対応する集落営農組織を設立 - 茨城県桜川市 -

(関東農政局発)

みんなでがんばる集落営農！ - 滋賀県豊郷町「吉田営農組合」の取組み -

(近畿農政局発)

品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー 【対象となる集落営農の要件】

「集落営農育成・確保緊急支援事業」(集落リーダーの育成)の実施見込み

- 早くも全国3,252地区が事業実施の予定。連休後に追加募集を実施！ -

集落リーダーによる集落営農の組織化に向け、集落内の調整活動を緊急に支援する「集落営農育成・確保緊急支援事業(18年度新規事業)」の円滑な実施を図るため、事業実施主体である都道府県担い手育成総合支援協議会の意向について、各農政局を通じてヒアリングを実施したところ、全国の3,252地区で本事業を活用して集落営農に取り組むという意向が確認されたところです。

この事業は、集落営農組織により品目横断的経営安定対策への加入を目指す集落や既存の受託・共同利用組織を中核とした集落営農の組織化を目指す集落等において、集落リーダーの集落内の取りまとめ活動に対し、1地区当たり一定額(40万円)の活動経費を助成するものであり、地元の財政負担を伴わない定額(10/10)補助となっています。

予算的には、まだ対応が可能であり、5月の連休後に事業実施の追加募集を行うことを予定しています。現場において本事業の活用を希望される場合は、都道府県担い手育成総合支援協議会又は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課農業法人班(TEL03-3502-8111(4195))

又は最寄の地方農政局生産経営流通部経営課担当者まで

本事業の概要については、農水省担い手HPの「ハツラツパンフ」を御覧ください。

[http://www.maff.go.jp/ninaite/p\\_haturatu.pdf](http://www.maff.go.jp/ninaite/p_haturatu.pdf)

「集落営農育成・確保緊急支援事業」都道府県別実施予定地区数

都道府県	予定地区数	都道府県	予定地区数	都道府県	予定地区数
北海道	15	富山県	45	山口県	226
青森県	79	石川県	65	徳島県	7
岩手県	391	福井県	118	香川県	47
宮城県	80	岐阜県	34	愛媛県	39
秋田県	100	三重県	26	高知県	1
山形県	80	滋賀県	180	福岡県	41
福島県	39	京都府	34	佐賀県	288
茨城県	85	兵庫県	115	長崎県	53
栃木県	93	奈良県	61	大分県	58
群馬県	41	鳥取県	33	宮崎県	14
埼玉県	200	島根県	139	鹿児島県	24
長野県	76	岡山県	39		
新潟県	246	広島県	40	全国計	3,252

(注) 3月6日現在で希望のない都県は記載していない。

< 地域の話等 >

品目横断的経営安定対策に対応する集落営農組織を設立 = 茨城県桜川市

(関東農政局発)

茨城県桜川市は、同県の麦・大豆の作付面積の12%を占める主産地です。主にブロックローテーションによる転作団地(32団地)において、作業受託集団等による生産が行われており、今後の担い手づくりに当たり、JA等が中心となって、作業受託集団や集落営農の組織化が強力に進められています。

このような中、同市では「松田地区集落営農組合」の設立に引き続いて、3月5日、山口地区において、品目横断的経営安定対策に対応する集落営農組織として「山口集落営農集団」が設立されました。

山口地区では、これまで耕作放棄地の増加等から地域で取り組む集落営農組織を設立する必要性が高まっていたが、19年産から品目横断的対策が導入されるこ

とをきっかけに昨年から集落内で話し合いが進められ、アンケート調査や話し合いを重ねることにより、集落内の合意形成が出来、今回の同営農集団を設立することとなりました。同地区では、今後、同営農集団を特定農業団体にすることを目指しています。

また、桜川市では、新たな集落営農組織の設立を目指し、3月7日～26日にかけて、市、JA及び県が連携して品目横断的経営安定対策に係る全集落に対して集落座談会（全32回）を開催する等、引き続き、積極的な取組みが行われており、これらの取組みの成果が期待されているところです。

・関東農政局「担い手育成・確保」ホームページ

<http://www.kanto.maff.go.jp/ninaite/index.htm>

みんなでがんばる集落営農！～滋賀県豊郷町「吉田営農組合」の取組み～

（近畿農政局発）

近畿農政局管内における、集落営農組織の優良事例として、今年度の「豊かな暮らしづくり全国表彰事業」で、近畿農政局長賞並びに特別賞を受賞した滋賀県豊郷町「吉田営農組合」の取組みを紹介します。

滋賀県東部の湖東平野の中央に位置する豊郷町の吉田地区は、総水田面積81.5haと町内で最も大きな集落ですが、昭和53年～56年にかけてのほ場整備事業を契機に、水稻作業は個々の農家で行うものの、生産調整による転作麦の作業（病虫害駆除、収穫作業）は共同で行い、高齢化等により農業を離れる農家の農地を中核的な担い手に集約する等の取組みを行ってきました。しかしながら、今後、更に農家の減少が予想されること、担い手農家だけで耕作できる面積にも限界があること等から、みんなで農業を支えていこうという集落営農に取り組む機運が高まりました。

その結果、平成14年に「吉田営農組合」が設立され、集団転作による水稻＋小麦＋大豆の体系を確立し、協業化、機械の共同利用へと発展させるとともに、県の環境こだわり認証制度（減農薬、減化学肥料栽培）による酒米づくり等にも取り組むようになりました。

そして、17年3月には、豊郷町第一号の特定農業団体となり、集落内の認定農業者が同組合のオペレーターの役割を担うなど、認定農業者と集落営農組織が相互に連携・補完する体制を確立し、安定的な担い手として組織基盤が整備されたモデル的な集落として県下でも高い評価を受けています。また、豊郷町内の6つの集落営農組織で構成する「豊郷集落営農組織研究会」の会長を同組合の代表が努めるなど、町内の集落営農組織の牽引役も果たしています。

同組合では、このような、集落営農の取組みに加え、農業濁水を川に流さない取組み、麦跡地を利用した花壇づくりなど、環境対策にも力を入れており、今後の展開が大いに注目されているところです。

- ・豊かなむらづくり全国表彰事業（近畿ブロック）受賞者の概要については、  
<http://www.kinki.maff.go.jp/kyouyou/press/1710/H171011kikakutyouseisitu.pdf>
- ・滋賀県湖東地域振興局 環境農政部 農産普及課ホームページ  
<http://www.pref.shiga.jp/hikone-pbo/nogyo/index.htm>

< 品目横断的経営安定対策 Q & A コーナー >

【対象となる集落営農の要件】

Q 1：どのような要件を満たす集落営農が対象となるのですか。

A 1：集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう、「特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織」になる必要があります。

「特定農業団体と同様の要件」とは、

- ( 1 ) 地域の農用地の 2 / 3 以上を集積（農作業を受託）する目標（ 5 年後）を定めること（地域の転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織の場合は、当分の間、 1 / 2 以上）
- ( 2 ) 規約を作成すること
- ( 3 ) 経理の一元化を行うこと
- ( 4 ) 組織の主たる従事者について、農業所得の目標（市町村基本構想の水準以上）を定めること
- ( 5 ) 農業生産法人化計画（ 5 年以内）を作成すること

Q 2：「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」は、特定農業団体とどこが違うのですか。

A 2：「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」とは、農用地利用改善団体がないため、特定農用地利用規程を作成できない地域を念頭においたものです。これ以外の要件は、特定農業団体と全く同じです。

農林水産省ホームページの Q & A コーナー

- ・『品目横断的経営安定対策関係 Q & A』  
<http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>
- ・『集落営農・特定農業団体に関する Q & A』  
[http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/tokutei\\_qa.html](http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/tokutei_qa.html)

< 編集後記 >

以前に紹介した、暦の七十二候では3月26日～30日頃が「桜始開」(さくらはじめてひらく)とされています。都内の桜は、暦よりもやや早く、先週、咲き始め、現在は5～6部咲きとなっており、もうすぐ、満開になりそうです！。

花の中でも、特に桜の花をみると誰もが笑顔になったり、楽しい気分になると思うのですが、なんと！桜のピンク色には、身体の内分泌系を活性化し若返りに効果があるといわれており、ピンク色をイメージしながら深呼吸するといいそうです。

来週からは新年度がスタートします。お花見で心身ともにリフレッシュして、頑張りましょう！。

4月からは、編集担当が交代しますが、引き続き、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行(週1回程度)

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：[keiei\\_seisaku@nm.maff.go.jp](mailto:keiei_seisaku@nm.maff.go.jp)

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>